

【第4報】新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

新型コロナウイルス感染症の患者数の増加が伝えられています。国内でも患者が発生している状況です。引き続き、下記の対応をとっていただけますようお願いいたします。

国内において

- 1) 正確な情報の入手に心がけ、冷静な行動に努めてください。またインフルエンザや感染性胃腸炎も流行していますので、外出にあたっては、人混みを避ける、うがい、手洗い、マスク着用の励行を心掛けてください。
- 2) 新型コロナウイルス感染症について分かりやすく解説した WHO 作成の動画（約5分間）があります。特に学部生、大学院生は視聴してください。
<https://youtu.be/mOV1aBVYKGA> (YouTube のページ)
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019> (WHO のページ)
- 3) 自分に海外渡航歴がなくても、新型コロナウイルス感染症の患者発生地域からの渡航者や帰国者で発熱や呼吸器症状を訴える人と濃厚接触歴がある上で、自身も発熱や咳など呼吸器症状がある場合には、それらの状況を事前に伝えて医療機関を受診してください。

海外渡航について

- 4) 中国の湖北省、浙江省への渡航は取りやめてください(当面の間、この省から日本への入国は特段の事情がない限り、拒否する措置が実施されています)。それ以外の地区についても渡航の必要性を再検討し、渡航の中止や延期を検討してください。なお本学では、中国からの帰国後は、9) の対応をとっていただきます。
- 5) 既に感染が報告されている中国以外の国への渡航にあたっては、人混みを避ける、うがい、手洗い、マスク着用などの対応を行い、渡航先の最新の情報を入手するよう努めてください。

帰国後について

- 6) 所属、分野の責任者の方は、所属員の海外出張や留学生の帰国などについて、行先、期間を把握いただき、帰国後はこの通知文を一読するようご指導お願いします。
- 7) 海外に渡航された方(海外全て)は、帰国時に体調不良があれば必ず入国審査の前に空港検疫に申し出てください。
- 8) 海外から帰国後に体調不良がない場合は、自己健康観察票(保健管理センターのホームページよりダウンロードしてください)に従って、帰国後2週間の健康観察を行ってください。
- 9) 中国から帰国された教職員および学生については、所属分野等の責任者に連絡をして、帰国後2週間の間、大学へは出勤・登校をせずに自宅に滞在して、上記健康観察を行ってください。

自宅待機について教職員については所属部局の労働時間担当係、学生については、留学生は国際交流課、大学院生は学務企画課、学部学生は各教務担当係にも連絡してください。この期間は出席停止、就業禁止の扱いとなります。自宅での待機が難しい場合には各担当課係にご相談ください。

自己健康観察について

1 0) 健康観察中に以下のうち、I と II の両方を満たす場合は、大学への出勤・登校はせずに、居住区の保健所に連絡して指示を受けてください。 I のみの場合は、大学への出勤・登校前に近隣の医療機関に事前に連絡した上で受診して下さい。

I : 37.5 度以上の発熱があり、咳やのどの痛みがある

II : I の症状が出る 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかの状況がある。(ア)新型コロナウイルスの患者(確定例)、またはその疑いがある患者と 2 メートル以内での接触歴がある。(イ)中国へ渡航歴がある。(ウ)「中国への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある

受診後は、学生は各教務課および保健管理センターに、職員は所属部署および保健管理センター、病院所属の方は感染担当部署へ速やかに電話報告をして下さい。新型コロナウイルス関連肺炎と診断された場合は、主治医より指示された期間は出席停止、出勤停止となります(指定感染症のため)。

1 1) 観察終了後は、自己健康観察票を保健管理センターへ提出して下さい。提出時は、氏名、所属、渡航先、渡航期間も明記して下さい。

○新型コロナウイルス関連肺炎についての最新情報

厚生労働省 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

CDC : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/index.html>

○新型コロナウイルスに関する Q&A

厚生労働省 :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

○新型コロナウイルスに係る電話相談窓口 :

厚生労働省 Tel 0120-565653

東京都福祉保健局 Tel 03-5320-4509

2020 年 2 月 14 日

保健管理センター長

職員健康管理室長

連絡先

保健管理センター 03-5803-5081、hokencenter.hsc@tmd.ac.jp

保健管理センター係 03-5803-5079